



上州くん みやまちゃん

パトロール実施者証は 大切に保管してください

日頃より防犯活動にご協力いただき、ありがとうございます。

昨今、パトロール実施者証の紛失が多くなっています。個人情報も記載されていますので、専用ケースに入れたり、免許証と一緒に保管するなど大切に保管してください。

また、防犯団体を脱退した方が、パトロール実施者証を誤ってシュレッダーにかけて処分してしまったケースもありました。

防犯団体を脱退した場合は、パトロール実施者証に記載してある「所属団体」に必ず返却してください。

防犯団体事務局では、パトロール実施者の変更手続きをする際、防犯団体を脱退した方のパトロール実施者証を添えて警察署へ返却します。



パトロール実施者証は防犯団体に交付されています。
個人で廃棄してはいけません。

パトロール実施者証は定期的に確認してください



☑ 記載内容に変更はないですか？

パトロール実施者証は防犯団体ごとに交付されます。保管している実施者証と所属団体に変更がないか確認をお願いします。変更がある場合は手続きが必要です。

☑ 最後に青色防犯パトロール講習を受けたのはいつですか？

パトロールを実施する方は、青色防犯パトロール講習受講後概ね3年が経過するまでに、再度青色防犯パトロール講習を受講することになっています。受講から期間が経過している方は再受講してください。再受講するとパトロール実施者証の裏面に受講日が記載されます。